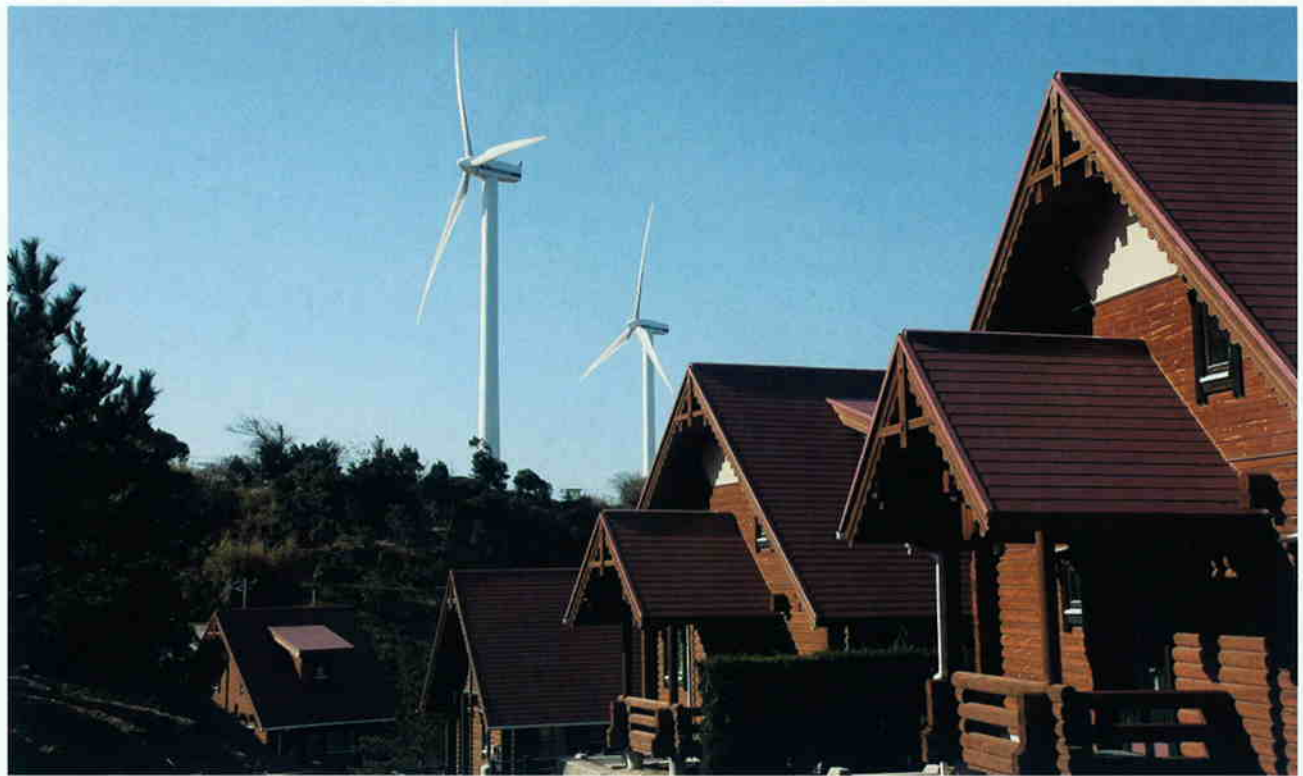


島根 更生保護

NO.165

(平成22年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉
保護司総数 488人
保護観察事件 176件
環境調整事件 207件
(22.3.1現在)



コテージと風車
(出雲地区 成相教専保護司提供)



御挨拶

松江地方検察庁
検事正 井越登茂子

皆様方には、平素から犯罪や非行を犯した人たちの改善更生と地域社会における犯罪予防活動に御尽力いただき、また、社会を明るくする運動の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この運動を主唱しております法務省の諸機関を代表して、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の犯罪情勢を見ますと、犯罪認知件数は減少しているものの、社会を震撼させる殺傷事件や高齢者など社会的弱者をねらった犯罪が後を絶たない状況にあります。島根県内においても、先秋には、島根県立大学女子学生被害にかかる死体遺棄等事件が発生しており、県民の体感治安の悪化が懸念されるところです。

御承知のとおり、昨年5月21日から裁判員制度が始まりました。県下においても、現住建造物等

放火事件、強盗致傷等事件、殺人事件と、裁判員裁判の対象となる事件が相次いで発生しました。そのうち、現住建造物等放火事件及び強盗致傷等事件については、裁判員裁判が実施され、適正な判決を受けることができました。裁判員制度は重大な犯罪に対する刑事裁判に国民も参加していただき、国民の健全な感覚を反映させるとともに、司法に対する国民の理解と信頼を深めるための制度ですが、裁判員に選ばれた方々は裁判員裁判に積極的に参加し、ほとんどの方から、「参加してよかった。」「犯罪を身近なものとして感じ、社会を住みやすくするために何ができるか考えるようになった。」等と肯定的な感想を述べていただいております。国民の刑事裁判に対する関心も高まっております。

そして、裁判員は量刑を決めるに際して、保護観察制度等に深い関心をもっており、皆様の更生保護活動にも国民のより熱い視線が向けられております。皆様が今後ますます御活躍していただきますよう期待して、私の挨拶といたします。

着任のごあいさつ



松江保護観察所長 河内 昭

この春の異動により、四国地方更生保護委員会事務局から転任してまいりました。島根県の更生保護関係者の皆様方と共に更生保護事業に携わる機会を得ましたことは、大変光栄に存じます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、更生保護制度施行60周年という節目の年に当たり、また、本年は“社会を明るくする運動”が始まって60年の記念すべき年を迎えます。ひとえに更生保護に携わって来られた諸先輩方のたゆまない御努力と御熱意の結果によるものであります。

ところで、一昨年6月に更生保護法が施行され、1年9月が経過しました。保護観察対象者等に対する処遇の強化に努め、再犯防止と改善更生のための着実な取組があらゆる場面・レベルで貫かれているところです。

引き続き、保護司の皆様方を始めとする更生保護関係者の皆様方との緊密な連携の下、今後の改革に邁進していく決意を新たにしております。今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。



企画調整課長 古川 正昭

春もたけなわとなり、県内各所の桜も見ごろではないでしょうか。皆様には、ますますお健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

本年4月1日付けの人事異動により、山口保護観察所から異動して参りました。

当地は、私の更生保護の出発地であり、生まれ育った地でもあります。

三度の勤務となりますので、旧知の方もたくさんいらっしゃいますが、新たな仕事に重圧を感じております。微力ではございますが、頑張りたいと存じますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



統括保護観察官 吉岡日出夫

この度、岡山保護観察所から転任して参りました。

これまで岡山9年、鳥取6年、山口8年と勤務しました。松江(秋鹿町)出身の私にとって、保護司をはじめとする島根県の更生保護事業関係者の皆様と一緒に、正に島根県民として、仕事ができることは大きな喜びであり、身の引き締まる思いであります。

今、更生保護は次々と新しい施策が始まる改革真っただ中にありますが、微力ながら真摯に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



企画調整課保護観察官 石倉 剛

4月1日付けで岡山保護観察所から松江保護観察所に転勤になりました保護観察官の石倉剛です。平成16年4月から4年間島根の皆様と仕事をさせていただき、2年ぶり2度目の勤務です。郷里で皆様と更生保護の仕事ができることを嬉しく思っております。どうぞよろしくお願い致します。



処遇部門保護観察官 桑木泰一郎

春の人事異動により鳥取保護観察所から転任してまいりました。

採用以来、4年間鳥取で勤務していましたが、この度保護観察官として、島根の更生保護の一員に加えていただくことになりました。

島根県は初めての地ではありますが、出雲大社、石見銀山等々、数多くの魅力ある名物名所に囲まれており、今から楽しみにしております。

初めての観察官業務で、御迷惑をお掛けすることも多々あるかと思いますが、全力で職務に励みたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻をいただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。

お世話になりました!!

前松江保護観察所長 橋本 忠夫

平成20年4月松江に着任し、アツという間に2年間が過ぎ去りました。この間、保護司の皆様を始め、更生保護関係者の皆様には大変お世話になり、無事職責を全うできたこと衷心より御礼申し上げます。

さて、私は松江勤務を最後に定年退職することになりました。昭和51年8月、二度目の転職で更生保護に拾われました。当初は犯罪者や非行少年と関わり支援するような仕事ができるのかと三度目の転職も頭をよぎりましたが、誰もが自助の精神を持っており、それを拠り所に更生保護は立脚していることを知り、自分なりに対象者に関わるのではないかと思えるようになり、さらに、先輩や同僚、保護司の皆様始め更生保護関係者の方々に恵まれたお陰で、頻回転職を繰り返すことなく33年余も勤まり、自分自身が更生できたと感謝しています。

根っから我が儘で、新任地の近畿から出る気もなく、のんびりしているつもりが、神々のお導きで平成12年に宮崎に行けとの命を受け、近畿に戻ったものの、今度は島根へと神話と神楽の地に縁結びしていただきました。そしてこの2年間、出雲、石見、隠岐の素晴らしい自然と人情に魅せられ、神社仏閣、神楽、地酒等々堪能させていただきました。仕事も楽しくさせていただきました。感謝感謝でお別れいたします。

色々とお世話になり、有難うございました。

橋本 忠夫

砂川 剛志 (大阪保護観察所)

百崎 美宏 (熊本保護観察所)

永井 良治 (岡山保護観察所)

上田 義明 (中国地方更生保護委員会)



〈平成22年度業務運営重点目標〉(案)

松江保護観察所

【業務重点事項を遂行する上でや基本姿勢】

更生保護改革に伴う更生保護官署職員の意識改革（職務に対する使命感・責任感の醸成等）について引き続き徹底していくとともに、少人数の職員で多様・多彩な業務に当たることから計画的かつ効率的な執行を常とする。

1 生活環境の調整の充実強化

- (1) 更生保護委員会と連携し、メリハリを付けた迅速な調整を実施する。
- (2) 帰住予定地の生活環境の的確な把握に努める。

〈具体的な取り組み〉

調整継続のケースに関しては、その後の仮釈放期間の確保に留意しながら、帰住予定地の変更も可能な時点で可否の決定を行う。そのために主任官による引受人面接や施設面接を積極的に行う。また、生活環境の把握のために帰住予定地への往訪も実施する。

また、更生保護委員会の主導のもと、36条面接の結果明らかになった問題点や社会資源に関する情報をもとに調整を行う。

2 社会復帰のための受入れ基盤の整備

- (1) 平成22年4月1日から島根県社会福祉協議会に開設予定の「地域生活定着支援センター」と連携するとともに、保護司組織を中心とする更生保護諸団体との一層の連携、更には関係機関、NPO法人等と連携し、支援ネットワークを整備することにより、受入先の確保に努める。
- (2) 島根更生保護会は指定更生保護施設ではないが、可能な限り高齢者、障害者の受入れを指導していく。

3 医療観察制度における実施態勢の充実強化

- (1) 生活環境の調査・調整及び精神保健観察の充実を図り、医療観察制度の一層の発展を期するため、関係機関・団体との連携を強化する。
- (2) 情報共有に努め、調整官等が不在の場合でも処遇部門の保護観察官等が対応できる体制を整える。また、関係機関との協議会等においては、全職員で準備運営等を行うよう体制を整える。

4 更生保護施設島根更生保護会の職員、処遇体制の整備及び平成24年度施設全面改築に向**けての基盤整備**

- (1) 更生保護施設職員に対する研修を行うとともに地域定着支援センター等関係機関との合同研修会を行い、処遇体制の整備に努める。
- (2) 施設改築に関しては、地域への広報に努め資金造成につとめると共に、島根県及び市町村への働きかけ、建設計画を精査等、具体化に努める。

5 NPO法人島根県就労支援事業者機構に対する支援強化

NPO法人島根県就労支援事業者機構の円滑な運営を推進するため、会員相互の理解と協力を目的とした研修会の実施とパンフレットを作成し、広く県民に周知する広報活動を実施する。

6 第60回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の積極的な展開

第60回を迎える活動を全て国民の活動として周知するため、更生保護思想の普及と広報活動の充実を図る。特にマスメディアに対して活動の情報提供を積極的に行う。

7 更生保護ボランティアに対する支援強化

- (1) 島根県更生保護女性連盟は、平成23年3月に発足50周年を迎えることもあり、役員を意識改革を図るとともに相互の協力体制が確立するよう支援強化を図る。
- (2) 島根県BBS連盟は、組織機能が低下し、県連盟としての活動が発揮されていないため、現体制で可能な活動を確立するよう支援強化を図る。

〈注〉1、2及び3は、更生保護官署統一重点事項である。この重点事項については、保護局に対し年2回（年度途中と年度末）、進捗状況と達成状況（実績・評価）の報告が義務付けられる。そのため、特に1及び2については、課題の解決に向けての具体的な取組を行うものとする。

平成22年度保護司研修計画表

松江保護観察所

種類	目的	該当者	実施時期	備考
新任研修 (前期)	保護司の使命、役割、身分その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図る	6月1日と12月1日付け発令のそれぞれの保護司全員	6月3日(木) 12月1日(水)	新任保護司委嘱辞令伝達式と同時開催
新任研修 (後期)	保護観察対象者・生活環境調整事件における引受人と面接技法の修得及び先輩保護司から保護司活動における助言など	前年12月1日付け及び本年度6月1日付け発令の保護司全員	11月5日(金)	
処遇基礎力強化研修 (第一次研修)	保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図る	委嘱後2年未満の保護司のうち、保護観察所長が適当と認めた者	9月9日(木)	20.12.1及び21.6.1付け委嘱の保護司
指導力強化研修 (第二次研修)	保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につける。	委嘱後2年以上4年未満の保護司のうち、保護観察所長が適当と認めた者 ※	10月21日(木)	※ 19年中に委嘱の保護司
地域別 定例研修	実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する		保護司全員	
	研修テーマ	第1期(4月～6月)	生活環境の調整について	
		第2期(7月～9月)	更生保護施設ほか社会資源について	
		第3期(10月～12月)	他機関とのネットワークの構築について	
		第4期(1月～3月)	地域選定テーマ(事例研究等)	
特別研修	処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記各種研修の効果を補強する	保護観察所長が特に必要と認めた保護司	平成23年 2月頃	

平成22年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地区	地区担当官	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定期駐在場所
松江	上谷 淳子	保護観察所において面接												
安来	井田 高志			16			9				19			十神地区学習等供用施設
雲南	上谷 淳子		12					13						三刀屋町福祉センター
出雲	桑木泰一郎	27					28			21				出雲市サポートセンター
					20									平田公民館
								16						斐川町中央公民館
大田	井田 高志				23						17		大田市民センター	
邑智	桑木泰一郎	地域別定例研修日の午後実施します												悠邑ふるさと会館
浜田	井田 高志	16			16				19				18	浜田公民館
益田	桑木泰一郎	地域別定例研修日の前日に実施します												益田市総合福祉センター
隠岐	上谷 淳子	地域別定例研修日の前日に実施します												隠岐島文化会館
島根更生 保護会	井田 高志	毎月2回実施												島根更生保護会

(注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。
 2 浜田地区、益田地区は、計画以外に臨時に実施する場合があります。

平成22年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所はじめ関係機関・団体との連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実を目指すことにより更生保護事業の進展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護観察所と共催して各種研修、協議会を実施し、保護司としての職務遂行に必要な知識の修得などの資質の向上を図る。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に協力し、教育委員会、学校等教育機関との連携を密にすることにより、地域社会の非行・犯罪予防活動を積極的に推進する。
- (2) 第60回「社会を明るくする運動」島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を展開する。
- (3) 更生保護思想の普及のため積極的に啓発活動を推進し、地域社会の浄化に努める。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体に配布して更生保護事業の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会との連携を

密にし、更生保護事業の進展を図る。

- (2) 更生保護法人島根更生保護会と相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携して、地域の健全化に努める。
- (4) 島根県におけるBBS活動の充実に協力し、その組織強化を支援する。
- (5) 島根県協力事業主会と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援を図るとともに、協力事業主の開拓を支援する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るため連絡協議会等を開催するほか、県下の関係機関・団体との連絡協調を図る。

4 顕彰式典の開催

- (1) 関係機関・団体と共催して平成22年度「島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 慶弔の実施

慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

6 退任功労保護司の待遇

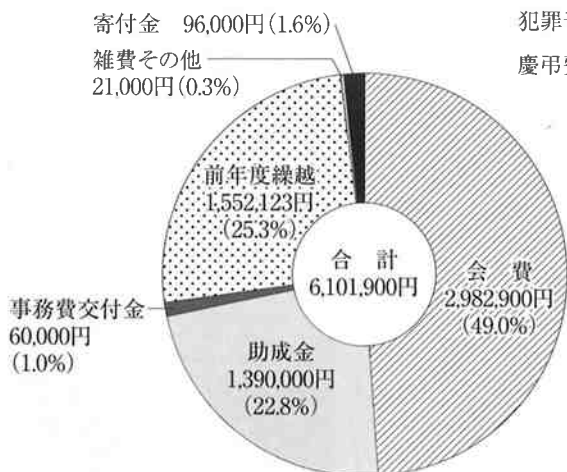
島根県功労保護司待遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

7 その他

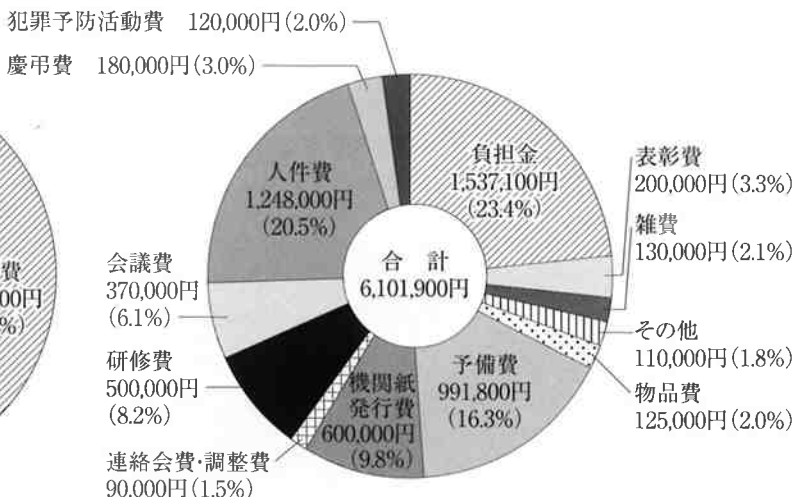
本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

平成22年度収支予算

収入



支出



海外矯正・更生保護事情 視察研修に参加して

(平成19年度・平成20年度)

1、保護司3年生

平成19年12月から保護司の仲間入りをしました。まだまだほやほやの3年生です。定期的な研修に参加したり、「更生保護」雑誌を読んだりの日々です。「更生保護」雑誌6月号に入っていたパンフレット(海外矯正・更生保護事情視察研修)をみて申し込みをしました。更生保護としての旅行は初めて。ヨーロッパも初めて。ドキドキわくわく。2年連続で海外矯正・更生保護事情視察研修をしました。

2、刑務所見学

海外視察旅行では、スペインの刑務所見学やフランスの更生保護施設の話聞くことで、国によって大きく更生のあり方の違いがあることがわかりました。

たとえば スペインのマドリード第5刑務所ソト・レアルでは

- ①覚せい剤取締りを中心とした刑務所
- ②逮捕されたらまず精神科医が診断して、収容先が分類される。
- ③第1部署には大学卒業資格を取るための学習室や図書室やパソコン室がありました

第2部署には芸術や技術を身につける課として音楽や美術など技術を取得

視点

焦点

④原則として一人部屋(見学は二人部屋) テレビは一人に1台あり、22:00から8:00までは自由行動です。

⑤考え方として過去の成長過程を振り返り、犯罪に至った原因を探る。原因を修正し更生を図ります。出所後の自立に向けて、自ら目標を立て計画を練り訓練を続ける収容生活をしていきます。現金も自分で管理し、カードを持ち、カードで買い物もします。毎月400ユーロが支給され、家族からの差し入れも可能です。ただし1日に使用する金額に制限があります。

「覚せい剤を売ると罰せられる」覚せい剤の所持は可。使用も可。買うも可。売ってはいけない。売ると犯罪になります。マドリード空港で検挙することが多く、刑務所へ輸送されます。外国からの入国者が多いそうです。

刑期終了後釈放され自立した生活が営まれます。再犯は少なく、再犯での入刑は1割程度という話でした。

フランスでは日本と同じようであるが、保護観察付はなく、体内にチップをはめ込み、コンピューターで居場所を管理し、執行猶予が終わればチップを解除されます。特に性犯罪者が増加していて注意を喚起している。

以上視察から見えた様子を簡単に述べました。

(邑智地区保護司 C・M)

島根あさひ社会復帰促進センターを視察

益田地区研修部会長 兼子 哲彦

秋恒例の会員研修44名(内雇用主6名)にて、開設1年目の施設を視察、全員所持品のセキュリティチェックあり、部屋にて民間女性が各自にIDタグを装着される。

受刑者も全員タグを衣服に装着、行動は中央監視室から把握、面会、診療など原則として独りで可能。地域交流エリアと刑事施設の領域から成り、男子2,000名で、再犯防止を目的とし出所後の就労支援につなげる人材育成をめざした官民一体の施設で、「民間資金活用による社会資本整備(PFI)方式」での運営でした。

犯罪傾向が無い1年～8年未満のA級男子受刑者で、現在1,000名弱、職員は国200名・民間300名で警備・給食・清掃・医療・情報システム・教育を担当、8社で構成する特別目的会社により対応でした。

人材再生を目指す教育プログラムは欧米で再犯率の低下が実証されている修復的司法・回復共同体・認知行動療法の3本の柱により受刑者の更生を促す方法でした。関連して盲導犬パピーを育成して動物を介する方法や、植物栽培を通しての矯正プログラムもありました。

今後は遠方への一泊研修も検討しています。



「更生保護奨励賞」を受賞して

益田地区 長戸シズ子

財団法人日立みらい財団様から、平成21年度「更生保護奨励賞」を全国で当会をはじめ8団体が受賞いたしました。「更生保護奨励賞」は地道な更生保護活動を継続している民間組織活動を奨励し、かつ、功績を顕彰する目的で支援、助成が行われています。当会は予期せぬ栄誉に心より感謝を申し上げます。これも偏に先輩諸姉、保護観察所長様をはじめ職員の方々のご指導と、会員の協力、地域の支援によるものと、厚くお礼を申し上げます。当会は昭和33年7月16日、県下にさきがけて結成し、長い道のりを経て、平成19年7月20日、結成50周年記念総会を無事終える事が出来ました。当会は結成当初から奉仕の精神で事に当り、会員の協力と、行政のご指導により充実した組織となり、本来の犯罪予防活動、更生への立ち直りを支援し、更生保護活動を実践してきました。平成15年は、「全国ミニ集会モデル地区」の指定をうけ、全員が心をひとつにして、地域に密着した活動を展開し、人を思いやる心が育ち、地域の輪を広げ、会員の協力と、和の大切さを痛感しております。近年社会は変化し、青少年をとりまく環境は憂慮され、私達会員は原点に戻り、母親として、女性の立場に立って、子供が安全、安心して育つ社会をみざし、今後なお一層、地域に更生保護の心を広め、青少年の健全育成のため精進いたす所存でございます。行政、関係機関の方々のご指導と、ご鞭撻を今後ともよろしくお願い申し上げます。お礼のことばいたします。



第59回社会を明るくする運動作文コンテスト

小学校の部 全国保護司連盟会長賞作品

つながることの大切さ

吉賀町立朝倉小学校
6年 石田 梨紗

1学期のある日、私は、下級生3人と下校していました。すると、1年生のRちゃんが急に道路の真ん中に飛び出してしまいました。わたし達は、おどろいて、

「あぶないから、もどって！」

と注意しましたが、後ろから車が近づいてきました。その車には、地域のSさんが乗っておられました。Sさんは、Rちゃんの飛び出しに気づいて、車を止めて、その後ゆっくり通り過ぎてくださいました。私は、

（急に道路に飛び出したのに、車をとめてくださって、ありがたいなあ。事故にならなくてよかったなあ。）

と思いながら、その後、家へと急ぎました。途中で、Sさんの家が、下校途中にあることに気づいて、同じクラスのAさんと、家に行き来とさっきのお礼を言っておこうと思いました。

Sさんは、学校の総合の学習や公民館の通学合宿の時などにお世話になっている方で、よく知っている方です。家に着くと、Sさんは、家の周りで仕事をされていました。わたし達は、「さっきは、1年生が急に飛び出してすみませんでした。車を止めてくださってありがとうございました。」

と言って頭を下げました。するとSさんは笑顔で、

「いいよ。いいよ。今度からは気をつけんさいよ。」

と言われました。わたし達は、Sさんの笑顔と優しいことばにほっとして、すっきりした気持ちで家に帰りました。

そんなことがあってから1週間後の全校朝礼

の時、校長先生が、

「先日、一枚のファックスが学校に届きました。」

と話を始められました。ファックスを送ってこられたのは、Sさんだと聞いて、この前のことと関係があるのかなと思いながら話を聞きました。ファックスの内容は、Sさんが1年生が下校途中に飛び出しをしてびっくりしたことと、わざわざ家に来てお礼を言いに来てくれたことがとてもうれしかったという内容でした。わたしは、自分達のしたことの話ではずかしいのと同時に、なんだか心があたたかくなっていくような気持ちになりました。そして、あの時すぐに、家にお礼を言いに行き来てよかったなあと思いました。

わたし達は、家や学校、地域の中でいろいろな人と一緒に生活をしています。でも、ふだんの生活の中で、そのことを忘れがちになることがあります。このことがあって、わたしは、いろいろな人とつながっていると実感することができました。最近、社会で起こっている犯罪や事件は、自分勝手な思いこみや人のことを考えないことから起こっているように思えます。いけないことをした時、きちんとしかってくださいたり、良いことをした時、しっかりほめてくださったりする地域の人がいること。そして、「すみませんでした」「ありがとうございます」という自分の素直な気持ちを相手にきちんと伝えることの大切さ。わたしは、これから、二つのことを忘れないで、いろいろな人とのつながりを大切にして、明るい社会を作っていく一人でありたいと思います。

協会の動き

平成21年度第2回島根保護観察協会役員会（理事会・評議員会）が3月18日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、議決されました。

1. 平成21年度予算の執行状況について
2. 平成22年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
3. その他

平成22年度春の人事異動について

【退職者】（平成22年3月31日付け）

所長 橋本 忠夫

【転出者】（平成22年4月1日付け）

大阪保護観察所企画調整課長 砂川 剛志
（企画調整課長）

熊本保護観察所統括保護観察官 百崎 美宏
（統括保護観察官）

岡山保護観察所企画調整課保護観察官 永井 良治（保護観察官）

中国地方更生保護委員会総務課事務官 上田 義明（会計係）

【転入者】（平成22年4月1日付け）

所長 河内 昭
（四国地方更生保護委員会総務課長）

企画調整課長 古川 正昭
（山口保護観察所統括保護観察官）

統括保護観察官 吉岡日出夫
（岡山観察所津山駐在官保護観察官）

企画調整課保護観察官 石倉 剛
（岡山保護観察所保護観察官）

処遇部門保護観察官 桑木泰一郎
（鳥取保護観察所事務官）

平成22年度松江保護観察所職員一覧表

（平成22年4月1日付）

所長	河内 昭
【企画調整課】	
課長	古川 正昭
保護観察官	石倉 剛
会計係長	三原 鉄志
法務事務官	天野 まい
事務補佐員	安藤 裕子
被害者担当保護司	高木 茂
被害者担当保護司	別所 みさ子

【処遇部門】

統括保護観察官	吉岡 日出夫
主任保護観察官	上谷 淳子
保護観察官	井田 高志
保護観察官	桑木 泰一郎
事務補佐員	藤山 扶二子

【社会復帰調整官室】

室長	吉岡 日出夫
社会復帰調整官	深貝 登志子
社会復帰調整員	飛 由美

県保連だより

平成21年度第3回島根県保護司会連合会理事会が3月18日、松江東急インで開催され、次の議題を審議し、承認されました。

1. 平成21年度予算の執行状況について
2. 平成22年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
3. その他

●平成22年度主要行事予定

- 5月18日(火) 第1回地区保護司代表者協議会／県保連理事会／観察協会役員会
- 6月3日(木) 新任保護司委嘱状伝達・研修
- 9月8日(木) 第2回地区保護司代表者協議会
- 9月9日(木) 第一次研修（処遇基礎力強化研修）
- 10月5日(金) 新任保護司研修（後期）
- 11月10日(水) 島根県更生保護関係者顕彰式典
- 12月1日(水) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
- 3月23日(水) 第3回地区保護司代表者協議会／県保連理事会／観察協会役員会

ご支援ありがとうございました

（島根保護観察協会）

敬称略

井戸内 義文 50,000円
福田 和夫 20,000円

遺族追賞

柏木 君代（故柏木榮氏の妻）

（平成22年2月27日付）

敬 弔

下記の方が逝去されました。ご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 石田 博章
（松江）平成21年12月8日死去
- 保護司 川津 啓義
（松江）平成21年12月18日死去
- 元保護司 柏木 榮
（松江）平成21年12月26日死去
- 保護司 渡部 功
（松江）平成22年2月19日死去
- 保護司 朝倉 一修
（松江）平成22年3月29日死去

（表紙写真説明）多伎コテージと風車

出雲市多伎町“キララ（道の駅）”にある。風光明媚な場所として訪れる人が多い。